

いじめ防止基本方針全体計画

学校教育目標
人権尊重の精神を基盤に、9年間を通して「知」「徳」「体」の調和のとれた「生きる力」を備えた学園生を育成する。

校 訓
立 志 ・ 友 愛 ・ 克 己 ～ かしこく やさしく たくましく ～

生徒指導の目標及び基本的な考え
生徒指導は教育の総合的活動とし、一人一人の社会的自己実現を援助する活動であり、学園生に充実した学校生活を送らせるとともに、一人一人の個性の伸長を図りながら、自己実現できる資質や態度を育成する。

-未然防止-
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の充実</li> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・体験教育の充実</li> <li>・特別活動の充実</li> <li>・保護者や地域への働きかけ</li> </ul>

-いじめ早期発見-
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の観察</li> <li>・観察の視点</li> <li>・日記や連絡帳、生活ノート</li> <li>・教育相談(カウンセリング)の実施</li> <li>・いじめ実態調査の実施</li> </ul>

-いじめ早期対応-
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々正確な実態把握と指導体制、方針決定</li> <li>・子どもへの継続した指導・支援</li> <li>・保護者への連絡</li> <li>・いじめ発生後の対応</li> <li>・全体指導計画作成と校内研修の実施</li> </ul>

【いじめ対策委員会】
<p>学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動でにおいて展開する。</p> <p>《構成メンバー》                  学校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、該当学園生の学級担任、その他（必要に応じた関係者及び専門家）</p>

【未然防止】いじめを生まない土壌づくり
<p>《教職員の気付き》                  子どもの些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくこと。</p> <p>《子どもとの信頼》                  教職員自身が良きモデルとなり慕われ、信頼されること。</p> <p>《仲間づくり》                  主体的な活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」をもてる「心の居場所づくり」の取組。</p> <p>《保護者・地域》                  P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針を提供し、意見交換の場を設置。</p>

【いじめ早期発見】小さな変化に対する敏感な気づき
<p>《教職員の気付き力》                  早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは潜在化しやすいことを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し、見逃さない認知能力を向上させること。</p> <p>子どもの立場や子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもを守ること。                  親からの情報、家で様子や、些細なことにも情報を聞き入れること。</p>

-体制整備-
<p>基本的な全員体制で臨む。                  部活動チーム調査班</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     生徒指導担当 担任 養護教諭                 </div> <p>対応班</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     生徒指導担当 担任 人権担当                 </div>

-保護者・地域との連携-
学校評議委員会 P T A運営委員会等 S C, S S W等連携

-校内組織-
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部</li> <li>・道徳部会</li> <li>・特別活動部会</li> <li>・各学年部</li> </ul>

【いじめ早期対応】問題を軽視せず、迅速かつ組織的な対応
<p>《教職員の対応》                  その時、その場でいじめを止めると共に、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。合わせて縦の連携（生徒指導担当）、横の連携（学年部）に連絡、管理職に報告をする。</p> <p>《いじめられた子、いじめを知らせた子への対応》                  他の子どもが触れないように場所、時間等に慎重な配慮が必要。また、事実確認はいじめられている子どもといじめている子を別な場所で行う。</p> <p><b>いじめられた子</b> … 事実確認、秘密厳守、解決ができる希望をもたせ、自尊感情を高める。</p> <p><b>いじめた子</b> … 状況を聞き、当該学園生の背景に目を向け、孤立感、疎外感を与えないように配慮し、人として許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。</p> <p>《保護者への対応》                  正確な事実関係を説明する。</p> <p><b>いじめられた子の保護者</b> … つらい、不安な気持ちを共感的に受け止める。家庭内における些細なことも相談するように伝える。</p> <p><b>いじめた子の保護者</b> … 「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させる。今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。</p>